

雑誌掲載論文紹介

EU における今後の気候変動対策をみる視点\*

地球環境ユニット総括 兼 グリーンエネルギー認証センター副センター長  
工藤 拓毅

EU は、2020 年には 1990 年比で 20%、そして 2050 年には同 80%以上の温室効果ガス (GHG) 排出量の削減を目指すという目標を国際的に表明し、気候変動分野において積極的に国際社会を牽引していると一般的に評価されている。GHG 排出量を削減する気候変動分野での諸施策は、基本的にエネルギー政策を当該目標と整合させることに他ならない。そのため、各国の将来的な目標達成に向けた取り組みは、それぞれの国・地域における経済・社会とエネルギー需給状況と密接な関係をとることになる。

本稿では、EU における GHG 排出量と関連するエネルギー指標の動向を見ながら、今後の EU における気候変動対策への取り組みに関する主たる論点について述べることにする。

## EU15 の GHG 排出量

図 1 に、EU15 カ国 (EU15) と EU27 カ国 (EU27) におけるこれまでの GHG 排出量の推移を示している。EU15 における GHG 排出量は、京都議定書の基準年にあたる 1990 年に比べ、2008 年時点では 6.5%の減少となっている。2008 年がリーマンショックに伴う世界的な経済影響が認められたという特殊な事情があるものの、EU15 による京都議定書第 1 約束期間における目標 (8%) に近づいている傾向が認められる。一方、エネルギー消費由来の CO<sub>2</sub> 排出量は、2004 年以降減少傾向が認められるものの、2008 年時点では 1990 年に比べ 1.1%の減少にとどまっている。つまり、京都議定書の第 1 約束期間における目標水準に EU15 が近づいている要因には、廃棄物由来のメタン排出量の減少など、エネルギー分野以外での実績も大きく貢献していることになる。

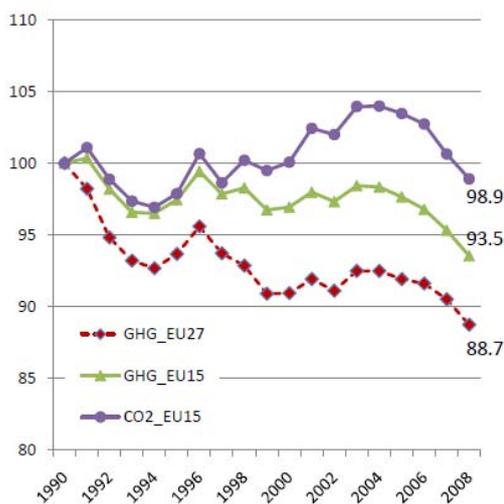
EU15 では、これまで炭素税や排出量取引制度を導入し、世界的にみても積極的に気候変動対策を実施してきていると評価されている。しかし、1990 年から 2008 年まで実質 GDP

\* 本稿は、月刊 Business i. ENECO (2011 年 4 月号) に掲載された原稿について転載許可を得て、一部修正の上で掲載しております。

が 4 割以上増加してきている中で、エネルギー由来の CO<sub>2</sub> は微減にとどまっているのが現状である。EU が掲げる 2020 年に 1990 年比で GHG を 20%削減する、もしくは最近 EU 域内において大きな議論になっている当該目標を 30%にまで強化するといった目標の達成には、エネルギー消費に伴う GHG 排出量削減を強化することの必要性が、これまでの CO<sub>2</sub> 排出量推移から伺うことが出来る。そのため、EUETS の 2013 年以降における第 3 フェーズでの目標強化や対象拡大、EUETS における規制対象以外の部門に対する炭素税の強化等の検討・実施は、EU が掲げる中長期的な GHG 排出目標の達成に向けた取り組みとして、継続的に行われていくことになる。

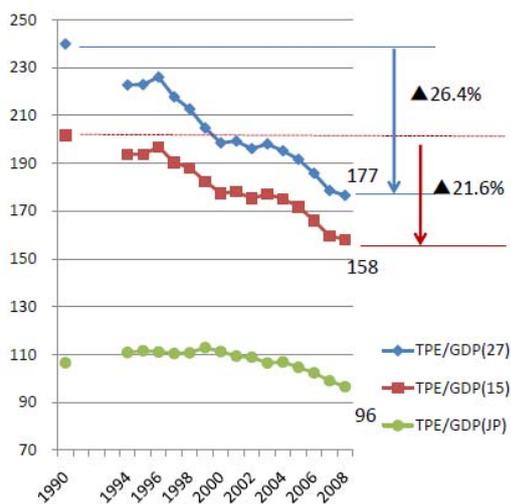
例えば、2010 年後半から英国で議論が行われている最低炭素価格適用の動きは、炭素税の強化等によって再生可能エネルギーや原子力発電の相対的な競争力を向上させ、中長期的なエネルギー分野における CO<sub>2</sub> 排出量の低減を図ろうと意図されたものである。同様に、EUETS の目標達成において、安価な削減クレジットの活用を制限する制度は、EUETS を通じた炭素価格を一定水準以上に保ち、EU 域内での取り組みを強化するという姿勢の表れと受け取ることができよう。

図1 EUのGHG排出量の推移  
(1990=100)



(出所) UNFCCC 通報データ  
(注1) GHG: LULUCF を除いた 6 ガスの値  
(注2) CO<sub>2</sub> はエネルギー消費由来の値

図2 EUのエネルギー消費効率の推移  
(一次エネルギー消費量/実質GDP)



(出所) IEA データ等より作成  
(注1) 単位: 石油換算トン/2000年価格百万米ドル  
(注2) EU27, EU15, 日本の比較データ

## 拡大 EU と中長期目標

一方、京都議定書の第 1 約束期間以降は、EU27 に範囲を拡大して取り組みが進められて

いくことになる。EU27 における GHG 排出量は、中東欧諸国における排出量が 1990 年以降大幅な減少傾向にあったことから、2008 年における実績で、既に 11.3%も 1990 年の水準を下回っている。特に中東欧諸国は EU15 に比べエネルギー消費効率が悪く（図 2）、その改善を通じて更なる CO<sub>2</sub> 排出量の低減が期待される地域である。

しかし当該地域は、EU 域内において経済・技術等の面で相対的に発展途上にあり、一様な政策手段を適用させるには課題がある。例えば、EUETS の第 3 フェーズのルール設定においては、オークション実施規則において当該地域に配慮し、短期的な経済影響を回避する措置が施されている。また、炭素リーケージ防止のために導入が決定された部門・製品ベンチマークを活用した無償割当の制度に関しては、ベンチマークの設定方法（すなわち、各国が共通の技術的目標を負うことと同じ効果をもたらす）において各国の実情を反映していないとして、ポーランドなど一部の中東欧諸国からの反発もみられる。

そのため、EU27 における大幅な GHG 排出削減ポテンシャルを、政策的にどう実現していくか、EU 全体での政策的協調をいかに図っていくかが今後のポイントとなっていくと思われる。

## 省エネの促進

EU の気候変動戦略は、EUETS と EUETS 対象以外の部門の対策、そして再生可能エネルギー導入の促進が大きな柱となっている。そのうち、EUETS 対象以外の部門における GHG 排出量の割合は EU 全体の約 6 割（2008 年）を占めており、当該部門での取り組みが中長期目標達成の鍵となる。

図 2 に示すように、EU におけるエネルギー消費効率は 1990 年以降大幅に改善されてきているものの、日本に比べれば効率は悪く、省エネルギーのポテンシャルは大きいものと想定できる。そういった実情を受けて、EU では当該部門における 2020 年に向けた EU 全体での GHG 排出削減目標を設定し、その目標値を各国の実情に合わせて配分している。ただ、各国の目標達成に対する強制力が弱く、その実効性が課題となっている。

EU は、近くエネルギー効率行動計画の改定を予定しているが、2010 年末に欧州議会は、拘束力をもった目標の検討を要請している。同様に、一部の欧州委員会関係者からは、EUETS 対象部門以外への対策措置として、EU 域内共通炭素税の議論が開始されるとの発言がなされるなど、効率化目標の実効性を高めるべきとする動きが顕在化しつつある。一

方で、EU 加盟国の多くが、拘束力を伴う国別・部門別の目標設定・強化には反対しているとの報道もあり、行動計画の改定には紆余曲折が見込まれる。

2011 年の 3 月には、欧州委員会において EU の低炭素ロードマップを策定する予定である。そこでは、2020 年の目標強化の可能性やエネルギー安全保障の観点を見据えた、長期的な気候変動対策を念頭においたエネルギー需給のあり方が議論される。EU27 としての実情の違いや、目標達成に向けた実効性を高める施策のあり方についてどういった検討が行われるか注目される。

お問い合わせ : [report@tky.ieej.or.jp](mailto:report@tky.ieej.or.jp)